

平成15年度福岡家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成15年11月7日(金)午後1時10分
- 2 場所 福岡地方裁判所中会議室
- 3 出席者 池田耕一郎, 井上政博, 入江建次, 織田柳太郎, 甲斐誠, 川上房子, 木村敏文, 佐々木正光, 新関輝夫, 鈴木高秋, ステファニー・A・ウエストン, 富田郁郎, 野口郁子, 原田直子, 藤江美保, 宮良允通, 山本正和, 吉田京子, 李博盛, 渡邊達哉
- 4 議事の経過及び結果
 - (1) 家庭裁判所委員会準備会
議事概要は, 別紙1のとおり
 - (2) 家庭裁判所委員会
議事概要は, 別紙2のとおり
- 5 その他
委員会の冒頭の委員長あいさつまでは報道機関に公開した。なお, 委員会の内容については, 委員会終了後, 委員長から各報道機関に対してレクチャーを実施した。

(別紙1)

準備会結果要旨

1 委員長の選任

委員長に宮良委員(家裁所長)を選出する。

(出された主な意見等)

・これまでの経過を含めて, 所長に委員長をお願いすることに特に異論はない。ただ, 委員会の性格上, 裁判所に意見を具申するのであるから, ずっと所長を委員長とするのはどうか。委員長や委員長代理を選任する場合には, 異動等で代わる可能性のある者を選ぶことは避けるべきではないか。

・家裁委員会は, 意見諮問機関であり, かつ意見具申機関であるが, 家裁の組織として設置されており, 常設の機関である。そのため, 所長が委員長として常時委員会に関与し, どのような事項が諮問に適するか, 諮問事項に対しどのような意見がだ出されたのか, 出された意見をどのように家裁の運営に反映させるのが相当かということを判断することが, 委員会の目的にかなうと思われる。また, 委員会の性格からすると, 集会としての家裁委員会で意見交換するのは, 裁判所委員と他の委員との双方向, 多方向の意見交換で出された意見について, 考え方, 思考様式, 感性, 感覚等を所長自らそれを感得することで家裁の運営に生かすことが可能となる。更に, 委員長が委員会を掌理・運営することで, 運営がスムーズに行くとも考えられる。そのようなことから, よければ所長を委員長にさせてもらいたい。

・引き続き所長が委員長となることに異論はなく, 今後の参考として聞いてもらいたい, 新旧規則の1条, 2条を比較すると, 規程振りが異なっている。新規則の設置目的や所掌事務に照らすならば, 委員長は所長ではない方が相当という意見もある。

2 委員長更迭の場合の委員長たるべき者の確認

新規則6条1項の定めにより互選された委員長が家裁所長である場合は, 所長が更迭しても直近の委員会で新たな委員長が互選されるまでは, 委員に任命された後任の所長

が委員長となる。

(出された主な意見等)

・委員長が家裁所長の場合、所長が転勤すると委員長不在となり、委員長不在の組織体が存在することになる。組織としての家裁委員会は家裁の常設機関であるから、このような事態はできることなら避けたい。その場合、新規則6条3項により委員長代理者が当たるという考えもあるが、委員長不在の事態を避ける方が望ましい。旧規則の下における当庁規模では、委員長の常時不在を避けるために、互選された委員長が家裁所長である場合は、所長が更迭しても前任者の残存期間中は後任所長が委員長となると定めていた。それと同じねらいで、この場において、家裁所長たる委員長に更迭があった場合、新しい委員長が互選されるまでは、後任の委員たる家裁所長が委員長となる旨の新規則6条1項に基づく停止条件付委員長選任をしたことを確認しておきたい。組織としての家裁委員会において、常時一時でも委員長が欠けることなく委員会を運営するためにはこのような措置が必要であり、新しい委員長の選出については、その後、直近の集会としての家裁委員会において行えばよいと考える。

・意見を述べたいと思ってもアクセスする方法がなく、年2回しか委員会が開催されないとなれば、意見が言える状態にあるのか疑問である。また、新規則では「裁判所の監督に属し」という表現を外しているし、委員長は互選によるとしている。旧規則の下における家裁規程では、委員長が欠けたときの規程がされていると言うが、今回新規則になっているため、その意図がどこにあるのかよく分からない。個人的には、今回所長が委員長となるのがすんなり行くと思うが、そうすると、前もって委員長の代理者、代行を決めておくということは、常設の機関だから所長が今後もずっと委員長になるということか。

・家裁所長が委員長に選出された場合、少なくとも直近の委員会において委員長が選任されるまでは、所長が委員長とならないと組織体としては困る。この点は、旧規程と同じに扱ってもらった方がよい。

3 委員長代理者の指名

新委員長は、野口委員を委員長代理に指名した。

(出された主な意見等)

・委員会の運営がうまくいくように、委員長代理にも日常の運営に関わってもらいたい。

4 委員会の招集方法

委員会は委員長が必要に応じて招集する。

5 議事の公開の程度

今回の委員会では、会議の冒頭部分の委員長あいさつまでカメラ取材を認め、委員会終了後に記者から申し出があれば、委員長が議事の概要をレクチャーする。

なお、議事の公開の程度については、継続審議とする。

(出された主な意見等)

・議事の公開については、自由な発言権の確保と報道の自由、国民の知る権利との調和を図りながら公開の程度を決める必要がある。そのため、現時点では、委員会の冒頭部分のあいさつについては公開することを確認するに止め、議事の内容をどの程度公開するかについては、何をテーマにしているかということを加味しながら、その都度集会の前に準備会を若干開いて相談するという運用ではどうか。

・基本的には全部公開するのが相当ではないか。自由な発言ができないというが、このように委員が集まっているのだから、発言内容を誰に聞いてもらっても良いというのが当たり前であり、内々でしか発言できないことは本来発言すべきではないと思う。基本的には公開が原則であり、公開する場合に人が多ければ抽選にするとか場所やスペースを作るといったことが検討課題になるのではないか。

・委員会を一般に公開することは全く考えていない。今、問題にしているのは、報道機関に対してのものであり、冒頭部分のみカメラ取材を認め、議事内容についてはペン取材を認めず、希望があれば委員長からレクチャーし、議事概要を裁判所のホームページに掲載することではどうか。カメラ、ペン取材等が入った場合には、緊張する人はいないか。委員個人の意見が取材の対象にならないか。また、委員会の内容を密度の濃いものにするためにも、公開にも限度があろう。そのため、最低限のところまで決めておいて、それ以外の公開の程度については、テーマ等との関連において、その都度検討するのがよいと思う。

・公開イコール映像ということではないと思う。原則は公開とし、場合によっては非公開とすることと、随分スタンスが違うと思う。この部分はオフレコにしてくれといった場合には、議事録にも載せないこともある。

・情報を公開することと、この場を公開するということは全く違う。私は、この場を公開するのが原則ということを行っている。その後に資料で公開するというのでは、情報を受け取る側の印象も変わってくるし、二重、三重に加工された情報になってしまう。それを行っていないと、取材が必要と考えた記者は、それぞれ個別に委員に当たっていくことでニュアンスが異なってくることがある。そのため、その場を見て、全体の雰囲気をきちんと取材した方が、正確な報道に繋がると思う。

・公開ということは、この場を公開するものと思っていた。後で委員長がまとめて公開するということとはレベルが違うと思う。準備会で検討するというが、準備会は前もって開催されないから、その時に決まらなければ取材ができないということになる。

・そのようなこともあるため、原則は冒頭部分のみの公開としたい。その後の議事については、委員の方々から色々な意見を自由に述べてもらい、議事の公開の程度については、その際のテーマ等とも密接に関連しており、自由な発言を妨げるのはどうかと思う。かなり踏み込んだ情報や資料を提供して意見を求めることもあろうから、委員会としての立場と組織としての家裁の立場と両方の兼ね合いが必要となる。裁判所としては正確に報道してもらうことにも配慮したい。報道機関の立場からすれば、全面公開とすべきというのは理解できるが、家裁委員会はいくまでも、委員個人の見識に基づく御意見を伺うことに主眼があることを御理解いただきたい。

・この場を公開するという意味と、議事の要旨をまとめて公開するという意味は、私の理解と異なるため、その辺りを整理しないと私の意見は述べられない。

・前回の委員会では、家事の模擬調停等を実施して非常に評判も良かったし、発言内容も良かった。離婚講座が必要ではないかという意見も出たりして、その後直ちに職場に持ち帰ってみんなと議論したくらいであった。そのような意見が出るのは、自由な場で伸び伸びと意見を述べる場が確保されているからだと思うし、家裁としても、公開になじまないことも考慮している。どのような形で公開していくかについては、来年8月以降の新しい委員会で考えていくべきではないか。

・今回については、少なくとも委員会の冒頭部分である委員長あいさつまでをカメラ取材による公開として、その後は退室してもらうこととし、議事の公開の程度については、今後の検討事項として残すことでどうか。

・冒頭部分のみであれば、それは公開という言葉ではないから、冒頭部分のみ写真撮影を認めるという形か。

・カメラは冒頭部分のみとし、議事内容についてはペン取材を認めないが、その代わり議事概要を公開し、しかも裁判所のホームページに登載するということは、ペン取材の代わりにレクチャー及び議事概要を代置したという違いに過ぎないのではないか。

・その点は違うと思う。テレビ取材やペン取材が入ることで、別に緊張する必要はないし、不利益となるようなことではない。国会の証人喚問とは訳が違う。報道に日常関わっている者とそうでない者では、感覚として個人差があると思う。その点は宿題とさせてもらいたい。

・議事が公開となれば、議題を出すことも危惧されてしまうし、出す議題自体も限られてしまうので、その点は考慮する必要がある。

(別紙2)

家庭裁判所委員会結果概要

1 開会

2 委員長あいさつ

別紙3のとおり

3 座談会

「低年齢少年非行等について」

(1) プレゼンテーション

ア 少年審判ビデオの視聴

少年審判ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために」を視聴した。

イ 最近の少年事件の動向について(家裁調査官から見て)

ウ 最近の少年事件の動向について(裁判官から見て)

エ 補導委託をうけて(補導受託者の立場から)

※ 各プレゼンテーション実施後、意見交換を実施した。

(2) 意見交換(話題の例)

次の論点等についてフリートーキング形式の意見交換を行った。具体的な意見交換の内容は、別紙4のとおり。

ア 低年齢非行少年の特徴

イ 虐待と低年齢非行少年との関係

ウ 低年齢非行と社会情勢、時代認識

エ 家裁と関係機関、地域、学校との連携の在り方

オ 低年齢少年の処遇及び保護的措置の在り方

カ その他低年齢非行少年の調査及び審判に当たっての留意事項

キ 家裁の情報提供、情報発信の在り方

4 事務連絡

総務課長において、次回開催期日は、平成16年7月7日（水）の午後を予定しており、テーマは「人訴移管後の家裁における審理の在り方」とする予定である旨を説明した。

5 閉会

(別紙3)

平成15年11月7日

福岡家庭裁判所委員会開会の挨拶

委員長（福岡家庭裁判所長）宮 良 允 通

本日は、委員の皆様には、御多忙中のところ、家庭裁判所委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素から、当家庭裁判所の運営に関しまして、貴重な御見や御協力を賜るなど、御尽力をいただいておりますことに対して、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、当庁の家庭裁判所委員会は、本年1月1日付で新たに24人の委員を選任してスタートし、第1回の委員会を2月7日に開催したところでありますが、委員の皆様も御承知のとおり、新しい家庭裁判所委員会規則が4月2日に公布され、8月1日から施行されております。

そのため、今回の委員会は、新規則の下での第1回目の委員会ということになりますが、委員の皆様におかれましては、一般国民の視点からの率直な意見を述べていただき、そこで出される多様な御意見を家庭裁判所の運営に生かしていきたいと考えております。

ところで、最近の少年事件に目を向けますと、沖縄の北谷町で発生した少年らによる集団殺人事件や長崎で発生した中学1年生による4歳児殺害事件など、凶悪な事件が多発し、毎日のようにテレビや新聞等で少年非行が取り上げられております。その中には、「79年以降の殺人と強盗で検挙された14歳以上の少年は過去最高となった」、「電子メールアンケートでも少年犯罪、昔よりも凶悪化87パーセント」などといった見出しも見受けられるところです。

そこで、今回の委員会におきましては、「低年齢少年非行等について」をテーマに取り上げ、最初に、少年審判ビデオの視聴、裁判官及び家裁調査官からみた最近の少年事件の動向、並びに補導受託者の立場からの補導委託の現状等についてのプレゼンテーションを行った後、「低年齢非行少年の特徴」、「虐待と低年齢非行少年との関係」、「低年齢非行と社会情勢、時代認識」、「家裁と関係機関、地域、学校との連携の在り方」、「低年齢少年の処遇及び保護的措置の在り方」、「その他低年齢非行少年の調査及び審判に当たっての留意事項」、「家裁の情報提供、情報発信の在り方」などの切り口から意見交換を行ってはと考えております。

どうか本日の委員会の趣旨を御理解いただきまして、率直かつ建設的な御意見をいただきたくお願い申し上げます。

以上を持ちまして、委員長の挨拶といたします。

(別紙4)

意見交換会結果要旨

(要旨)

・私は以前、家裁飯塚支部で嘱託医をやった経験がある。少年の悪いところをどう直すかよりも、少年に対し、今後どうやっていくか、どうプライドをもって生きていくかを教えていくことが重要だと思う。

最近の傾向だが、シンナーについては非常に質のいいものが出回っており、やはり吸引用ということで裏で暴力団が関わっているのだと思う。また、精神科医をやっている気になるのは、覚せい剤事犯である。若い女性が「やせ薬」とかかって犠牲になっている。

家庭の問題では、欠損家庭やアメリカで問題になっているような児童を虐待する家庭の子供達は悲惨だと思う。ただ、片親だったり実親が不在だったりしても、それに代わるキーパーソンがいて、子供を支えてやることができれば、子供は十分立ち直っていけるものである。

・県警本部の担当者として若干説明したい。福岡はシンナー事犯の検挙率が全国一となっており、特に件数の多い北九州市では、市長自ら声を上げてその撲滅に取り組んでいる。シンナーが暴力団の資金源となっていることもあり、県警としても集中取締りを行っている。また、北九州市の教育委員会と、同じくシンナー事案が増えてきている久留米市の教育委員会には、県警から警部クラスの職員を派遣し、行政、地域と一体となった取り組みを行っているところである。

覚せい剤については、少年事件ではまだ少なく、昨年の統計でもシンナー606件に対して覚せい剤45件という数字だった。ただ、子供の体をだめにするということから、その撲滅についても県警の重点推進事項として進めている。

少年非行に関して、県警の方で把握している数字を若干紹介すると、昨年の少年の刑法犯は8613人で、過去3年もおおむね8000人台で推移していた。ところが、今年は9月末現在で既に8095人に達しており、昨年同時期より2400人ほど多い。4桁台で増加しているのは全国でも福岡だけである。非行少年の低年齢化については、先程のプレゼンであったとおり、昭和58年頃をピークとしてその後は横ばい状態であり、県警の方でも、昭和58年以降は「低年齢化」という表現は使っていない。昨年の非行少年の年齢構成を見ても、15年前とほぼ同じである。

・少年事件の再犯率を見ると、非行少年の約3割が再犯者であり、特に凶悪犯については再犯者が約7割という数字になっている。少年の再犯をいかに防止するか、地域と協力して非行少年の「居場所作り」をどうやっていくか、少年非行や凶悪事案の防止のための大きな課題であると考えている。

・人間の脳波は、12歳で大人と同じになる。個人差はあるが、12歳の時点で大人として話をしていくことが大事である。また、子供は大人を鏡としているのだから、親がしっかりするのが先決だと思う。

・福岡の少年は先輩後輩のつきあいが濃く、暴走族なども学校単位で組織ができています。また、その背後に暴力団の影を感じることも多く、先輩が暴力団に入って、その先輩から何か買わせられたり、お金を要求されたり、ひったくりを命じられるといった事案が多い。家庭や学校で阻害されている少年にとって、先輩後輩の関係というのは唯一安心できる場であり、周りから付き合ってはいけないとか、暴力団は悪い人間だとか言われても、なか

なか納得しない。その場にいることでどんな問題が起こるのか、少年自身の問題として説明し理解させることが重要だと思う。

・付添人というのは、費用はどうなっているのか。

・費用が出せない場合は、財団法人法律扶助協会が費用を立て替える扶助制度があり、後の償還も不要である。ただし、扶助協会の財源は非常に限られており、私選でお願いできる場合、つまり子供のためにお金を出してもいい、出せるという家庭については私選付添人をお願いしている。

・先程の少年審判のビデオについてだが、あのようなコミュニティ・サービスは例外的なものなのか、全国的なものなのか。また、親に対するカウンセリングは、ビデオの中ではほんの少ししか出てこなかったが、実際の現場ではどの程度なされているのか。最近はDVが社会問題となっているが、それと少年非行の問題とのつながりはどう考えればいいのか。

・先程のビデオは非常に理想的なケースが描かれており、実際にあのようにいくケースもあるが、そうでないケースも多い。親に対する働きかけについては、これまでも行ってきたが、今回の少年法の改正では保護者に対する措置が明文化された。親に問題があるような事案では、少年院送致の際に少年の帰住環境を整えるよう環境調整命令を出したり、親を支えることを一つの目的として試験観察に付す場合もある。審判の後に親だけ残ってもらって、調査官等から説諭するケースも多い。審判の場面で直接出てくることはあまりないが、民間のカウンセリングを利用する例も出てきているようだ。当庁の最近の取組としては、特に父親とのコミュニケーション不足という点から「親子合宿」を企画、実施したところである。

DVについては、子供が親から虐待されているようなケースでは、父親の母親に対するDVを伴っていることが多い。家事事件等でもDVの問題については気をつけて対応しており、家事の手続を通じて少年を暴力的な親の元から離脱させるとか、少年の付添人が家事調停を起こして少年を守ったといった例も聞いている。

・非行少年の低年齢化、あるいは被害者の低年齢化という問題について、先日、「少女を犯罪から守るために」という民間ボランティア団体と集会を開き、中央警察者の方に話をしてもらった等の試みを行った。今後は、PTAや学校、裁判所といったところとも連携しながら進めていくのも1つの方法ではないかと感じた。また、先日のテレビでは、非行少年を持つ親のネットワークが東京にあり、全国から問い合わせが殺到しているということだった。私の周りでも、自分の子供がいつ被害者あるいは加害者になるかもしれないと不安に感じている親が沢山いるが、そういう人たちのためのネットワーク作りに、関係機関がもっと関わっていく必要があるのではと感じている。

・私は、少年事件は低年齢化、凶悪化しているという先入観をこの会議に出るまで持っていた。なぜそういう先入観を持っていたのかと考えると、少年事件について知りたい、関わりたいと思ったときに、情報としてマスコミのニュースやワイドショーによるところが多く、そこで繰り返し低年齢化、凶悪化といった報道がされていると、見ている方もそう感じてしまうのだと思う。逆にいうと、今日この場で紹介があった説明やデータがきちんと広報されていないのではないかと、それがされていれば、例えば重罰化や処罰年齢の引下げといった方向性がどうなのかといった議論がもっとできるのではないかと気がす

る。最近では、付添人の弁護士を通じて報道される例もあるが、国民が少年事件の手續や具体的な事件の背景等についてもっと知りたい、関わりたいと思っしている状況に対して、それに裁判所や関係機関がどう関わっていくのが、これからの課題になっていると思う。

・私はかつて幼児教育に携わっていたことがあるが、その当時は「片親はだめだ」とか「3歳までに愛情を受けないと非行に走る」とかよく言われていた。しかし、そういった子を一括りにして非行に走りやすい傾向があると言われると、実際に片親だったり幼児期に虐待を受けていた子にとっては、自分もいつかそうなるかもしれないという不安を抱くだけで、救いがない話になってしまう。むしろ、そういった環境の子がどうやってそれを乗り越えたかといったことがもっと語られなければならないと思うし、そういう明るい面からの情報をもっと発信できればいいと思う。

・みんな少年事件についてもっと知りたい、関わりたいと思っしているが、それは事件の原因や動機等を知ること、自分の子供は、家庭は、周囲は大丈夫かどうかといった不安材料を取り除きたい、そのために情報を求めているのであって、非行少年をどう立ち直らせるか、地域でどのような取り組みを行えばよいかといった視点は、あまり持っていないのではないと思う。

・以前、NHKで「明るい農村」という番組をやったが、教育問題についても良い実践例を主に紹介する「明るい教育」といった番組が必要だという意見があり、制作したことがある。それはそれで有効だったと思うが、良い実践例であっても実際には内部に様々な矛盾を抱えており、明るい面だけを抽出して紹介しても、逆にいろんなリアクションがあったりして難しいと感じた。

また、少年事件に限らず、情報発信と取材対象者の問題解決とが両立しないというケースは多い。例えば、私が担当した阪神大震災の取材で、なぜ被害が拡大しなかったのかという点をテレビ等で伝えても、そのこと自体は現に苦しんでいる被災者の助けにはならない。世の中に広く問うことと個別の問題を解決するということは、取材の中ではなかなか両立できないが、それを求めていく努力はしなければいけないと思っしている。

・少年犯罪を人権の侵害といった観点から捉えた場合に、私たち人権擁護委員会では、小學校生を対象とした「人権の花」運動、中學校生を対象にした「人権作文」といった年齢層に応じた取組を行っっており、若年層のうちから人権とか命の大切さといったことを考えてもらっ活動を行っしている。

・失業者や怠業者が多い地域については、そういった地域性を背景にした不良集団が形成され、受け継がれていくといった問題状況も指摘されている。話が大きくなるが、人権擁護とか地域のスラム化といった社会問題についても、少年非行を考えていく上では向かい合っしていく必要がある。

・裁判所のホームページを見ると、どの裁判所も同じような形式的な内容で、あまり魅力がない。魅力のあるホームページを作ればアクセス件数も多くなり、情報発信の方法としては非常に有効だと思う。少年事件についての理解を深めてもらっという意味では、例えばこういうホームページを利用して、もっと明るい情報を多く発信してほしいし、当事者の了解が前提となるが、少年の書いた作文を掲載する等すれば、少年はこう考えているとか、こうして問題を乗り越えたとかいった紹介になるのではないと思う。